

豊洲地区における建設発生土の受入れ基準について



豊洲土地地区画整理事業では、平成 14 年から公共工事において発生した建設発生土を盛土材として受入れていましたが、その一部に受入れ基準に定める化学性状試験の頻度が守られていなかったことが判明しました。このため、東京都都市整備局では「豊洲土地地区画整理事業における建設発生土の受入れ基準等検討委員会」の提言を受け、平成 23 年 4 月 25 日に建設発生土の受入れ基準を以下のように改定しました。

1. 受入れ対象工事

- 公共工事及び公共工事に類する工事
- 法令等に基づく手続きで土地利用履歴等調査を実施している工事
- 1 件工事 500m³ 以上の搬出量を伴う工事

2. 化学性状

① 試験項目

- 46 項目 (溶出試験 33 項目、含有試験 11 項目、ダイオキシン類 (溶出・含有))

② 試験頻度

- 原則として「面積 2,000m² ごと かつ 深度 1m ごと (または地層ごと)」に 1 回とする。
この基準を適用し難しい場合には「2,000m³ ごと」に 1 回とする。
- 「地層ごと」の試験とした場合であっても同一地層からの土量が多くなる場合には、5,000m³ を目安として補完的な追加試験を実施する。

③ 試料採取地点

- 地表部においては、ダイオキシン類以外は土層上面から 5cm 前後・50cm 前後の土の混合、ダイオキシン類は土層上面から 5cm 前後の土とする。
- 地表部以外においては、その深さまたはその地層を代表する土とする。
- 揮発性物質以外は、原則として 5 地点混合とする。

このほか、土質区分や物理性状についても規定されています。

当社では、土壤汚染調査や土壤の分析を行っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2011 年 4 月 26 日付 東京都都市整備局ホームページ
2011 年 5 月 3 日付 都市再生と環境インフラ

土壤環境箇所 明石康伸